

男女共同参画会議（第59回） 議事要旨

日時：令和元年11月12日（火）16:54～17:17

場所：総理大臣官邸2階小ホール

【出席者】

議長	菅 義偉	内閣官房長官
議員	高市 早苗	総務大臣（代理 寺田 稔 総務副大臣）
同	森 まさこ	法務大臣
同	麻生 太郎	財務大臣（代理 遠山 清彦 財務副大臣）
同	萩生田 光一	文部科学大臣
同	加藤 勝信	厚生労働大臣
同	梶山 弘志	経済産業大臣（代理 牧原 秀樹 経済産業副大臣）
同	武田 良太	国家公安委員会委員長
同	橋本 聖子	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	青井 浩	株式会社丸井グループ代表取締役社長
同	石川 康晴	株式会社ストライプインターナショナル代表取締役社長
同	小西 聖子	武蔵野大学人間科学部長・教授
同	佐々木 則夫	十文字学園女子大学副学長
同	高橋 史朗	麗澤大学大学院特任教授・モラロジー研究所教授
同	辻村 みよ子	明治大学専門職大学院法務研究科教授
同	納米 恵美子	全国女性会館協議会代表理事
同	松田 美幸	福津市副市長
同	室伏 きみ子	お茶の水女子大学長
同	芳野 友子	日本労働組合総連合会副会長
同	吉村 美栄子	山形県知事
出席者	藤木 眞也	農林水産大臣政務官
同	和田 政宗	国土交通大臣政務官
同	八木 哲也	環境大臣政務官
同	山本 ともひろ	防衛副大臣
同	藤原 崇	復興大臣政務官
同	杉田 和博	内閣官房副長官

## 【議事次第】

### 1 開会

### 2 議題

#### (1) 男女共同参画基本計画の改定について

- ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（諮問）
- ・第5次基本計画策定専門調査会の設置について

#### (2) 「女性活躍加速のための重点方針 2019」に基づく施策の取組状況について

#### (3) その他

### 3 閉会

## 【配布資料】

資料1－1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（諮問）

資料1－2 男女共同参画基本計画の改定について

資料1－3 辻村議員提出資料

資料2－1 「女性活躍加速のための重点方針 2019」に基づく令和2年度予算概算要求等の状況について（概要）

資料2－2 重点方針専門調査会における審議について

資料2－3 女性に対する暴力に関する専門調査会における審議について

資料3 多様な困難に直面する女性に対する支援等について

参考資料1 男女共同参画会議議員名簿

参考資料2 男女共同参画社会基本法、男女共同参画会議令

## 1. 開会

## 2. 議題

### (1) 男女共同参画基本計画の改定について

① 橋本男女共同参画担当大臣から、本日、安倍総理から、男女共同参画会議に対して、第5次男女共同参画基本計画の策定にあたっての「基本的な考え方」について、諮問をいただいた旨、報告があった。

② 池永内閣府男女共同参画局長から、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（諮問）及び第5次基本計画策定専門調査会の設置について、説明があった。資料1-1、1-2

- ・ 総理からの諮問を受けての検討の進め方について、検討体制としては、本会議のもとに「第5次基本計画策定専門調査会」を設置し、計画の分野が多岐にわたることから、「重点方針専門調査会」及び「女性に対する暴力に関する専門調査会」から一部の委員の御参加をいただき、御検討いただきたい。
- ・ まずは、「第5次基本計画策定専門調査会」において、現行計画のフォローアップを実施し、その上で、第5次計画策定の方向性や全体的な方針について御議論をいただき、来年秋頃、「基本的な考え方」の答申をいただきたい。
- ・ 御答申をいただいたら、早急に各府省と計画改訂作業を進めたい。

③ 上記を踏まえ、有識者議員から以下の意見が述べられた。

（青井議員）

- ・ 「あらゆる分野における女性の活躍」について、日本における女性の就業率は70%を上回り、アメリカやヨーロッパ諸国を超えるまでになったことは大きな成果。これを踏まえ、今後の取組にはより量から質へと転換すべき。中でも、「意思決定層における女性の活躍」については、官民ともにまだまだ遅れている。民間企業でも女性管理職等を増やす努力をしているが、政治・行政においても取組を加速していただき、民間企業のお手本となっていただきたい。

（石川議員）

- ・ 当社は、女性管理職比率が長年50%前後となっており、月間残業時間も平均11時間で推移している。様々な経営者と交流を重ねていると、特に非上場の大企業や中小企業の経営者における女性活躍に対する意識が低いと感じる。トップのコミットメントなくして組織の風土の変革は起きないため、トップのコミットメントを数値化し開示できるとよいのではないかと。

（高橋議員）

- ・ シカゴ大学のヘックマン教授による「非認知能力」の重要性に関する調査、スタンフォード大学の附属幼稚園の園児を調査したマシュマロ・テストにより、4～5歳までに自

尊感情、自制心を育むことが将来の社会的成功や幸福に大きな影響を与えることが明らかになっている。

- ・ 我が国は保育の質の低下が深刻であり、保育の無償化や量的拡充のみならず、保育の質や子育ての質を抜本的に向上させるための施策を講じない限り、政府が進める教育再生は実現できない、ということをお願いしたい。

(辻村議員) 資料 1 - 3

- ・ 日本の衆議院議員の女性比率は、10.11%で相変わらず世界193か国中164位。参議院議員の女性比率は、22.86%と多少改善され、女性候補者も当選者も国内では過去最高となり、世界79か国中39位と前回よりも4ランク上昇した。
- ・ GGI (ジェンダー・ギャップ指数) では、4分野のうち政治分野が極度に低い状況が続いている。まずは国際水準に近づけることを目指していかなければならない。

(納米議員)

- ・ 基本計画における分野の名称「女性に対するあらゆる暴力の根絶」について、様々な性の被害者がいることを踏まえ、「女性に対する」とするのか、「ジェンダーに基づく」等とするのか、検討が必要ではないか。
- ・ 男女共同参画センターについて、現計画では、「地方公共団体に対して男女共同センターの機能や強みを十分にいかすように取組を強化・充実するよう要請する」とされているが、これをどう実現したのかを検証するとともに、次期計画についても明確に位置付けていく必要がある。

(芳野議員)

- ・ 意思決定の場への女性の参画の重要性は国際的な共通認識であり、また、女性の数や選出枠が少ないことが必ずしも女性を登用できない理由とはならないと考える。ぜひ、次期計画では、諸外国の取組を参考に強く打ち出していきたい。

(吉村議員)

- ・ 日本の経済活性化を図るためには、人口の半分を占める女性も能力を十分に発揮できるよう男女間格差を解消することが重要。女性も活躍することで経済成長を促す「ウーマノミクス」を主要なテーマとすべき。
- ・ 女性も男性も子育て・介護と仕事を両立させながら安心して働き続けられる環境づくりが不可欠。中長期的には、小さい頃から、「女性と男性が互いに尊重し合い、共に支え合う」という教育で社会参画力を育む必要がある。
- ・ 次期計画では、地方と政府が一体となって、あらゆる分野で女性の参画拡大が進むよう社会基盤を整えるべき。

④ 続いて、閣僚等から、以下のような発言があった。

(加藤厚生労働大臣)

- ・ 本年5月、一般事業主行動計画の策定や女性活躍に関する情報公表義務の対象企業を拡大する、プラチナえるぼし認定制度の創設などを内容とする女性活躍推進法の改正法が成立した。これをしっかり施行していくとともに、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現に向けた働き方改革関連法の円滑な施行、男性の育児休業取得の一層の促進、介護休暇等の柔軟化、幼児教育・保育の無償化の実施と待機児童の解消に向けた保育の受け皿整備、保育の質の向上など、仕事と生活の調和が図られ、女性が一層活躍できる社会の実現を目指してまいりたい。

(武田国家公安委員会委員長)

- ・ 女性や子供が被害者となる犯罪については、多くの国民が不安を感じていると認識。
- ・ 警察では、性犯罪やストーカー、DV等、女性が被害者となる犯罪について、被害者の安全確保を最優先に、関係機関と連携して、迅速かつ的確な対応に取り組んでいる。登下校における子供の安全確保対策についても、地域の関係機関・団体と連携し、推進している。
- ・ 今後、これらの取組を一層充実させるため、関係機関や関係省庁と連携し、計画の策定に取り組むよう、警察庁を指導してまいりたい。

(森法務大臣)

- ・ 困難を抱える女性への支援として、養育費の履行の確保に向けた取組を着実に進めるとともに、父母が離婚した後の子どもの養育の在り方を含む家族法制についての検討も積極的に進めてまいりたい。
- ・ 女性に対するあらゆる暴力の根絶のため、平成29年に成立した性犯罪に関する刑法一部改正法の附則に基づく総合的な施策の検討に向け、性犯罪の実態把握等を着実に進めてまいりたい。
- ・ 女性活躍の推進のため、法務省においても、男性職員の育児休業の取得の推進を始め、様々な事情を抱える職員がいきいきと活躍できる職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進にしっかりと取り組んでまいりたい。

(萩生田文部科学大臣)

- ・ 男女共同参画を実現するためには、男女がともに個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習である。
- ・ 文部科学省としては、これまでも、男女が差別なく将来の多様な進路や職業等の選択を可能にするための教育・学習機会の提供や、女性の社会参画を支援する学び直しの促進、科学技術・学術分野における女性人材の育成・支援、スポーツ分野における女性の活躍促進などの取組を行ってきた。これらの取組のさらなる深化に向けて、第5次基本計画の策定にも積極的に参画してまいりたい。

- ⑤ 上記の議論を踏まえ、橋本大臣から第5次基本計画策定専門調査会を設置し、第5次基本計画の検討を進める旨の提案があり、了承された。

(2) 「女性活躍加速のための重点方針2019」に基づく施策の取組状況について

① 室伏議員（重点方針専門調査会会長代理）から、重点方針専門調査会における議論について、説明があった。[資料2-1、2-2](#)

- ・ 「女性活躍加速のための重点方針2019」が、来年度予算概算要求にどう反映されているかをフォローアップするため、重点方針専門調査会を2回開催。「資料2-1」は予算概算要求のうち主なものをまとめたもの。施策の新規性や重要性を考慮して選定した項目についてヒアリングを実施した中で出された主な意見を「資料2-2」にまとめている。
- ・ 委員からは、主に、予期せぬ妊娠などにより不安を抱えた若年妊婦等への支援、国・地方公共団体における「男の産休」や男性の育児休業等の取得の促進、女性活躍推進のための「学び直し」、女性役員登用の拡大、幼児期の教育・保育・放課後児童クラブ等の「量的拡充」及び「質の向上」、防災・復興の取組について、意見があった。

② 小西議員（女性に対する暴力に関する専門調査会会長）から、女性に対する暴力に関する専門調査会における議論について、説明があった。[資料2-3](#)

- ・ 9月25日に審議を行った。委員からは、主に、性犯罪・性暴力への対策の推進、DV対応と児童虐待対応との連携強化、加害者更生を含むDV対策の推進、的確な実態把握の推進について、意見があった。
- ・ 本日11月12日は、「女性に対する暴力をなくす運動」の初日である。女性に対する暴力の根絶に向け、引き続き、関係大臣はじめ皆様の積極的な取組をお願いしたい。

(3) その他

池永内閣府男女共同参画局長から、多様な困難に直面する女性に対する支援等について、説明があった。[資料3](#)

- ・ 6月に開催された「すべての女性が輝く社会づくり本部」の決定に基づき、DVを始めとする多様な困難に直面する女性に対して、政府一体となって支援策を推進することとしている。年末を目途に政策パッケージを取りまとめるべく、現在、関係府省連絡会議において検討を進めている。
- ・ 政策パッケージ（イメージ）において、「II政策の方向性」では、現在、関係府省で予算要求をしている各種支援体制の整備・拡充の施策に加え、相談窓口、見える化、連携など、施策が効果的に実施されるための内容についても検討してまいりたい。

(4) 最後に、菅議長（内閣官房長官）から締めくくりの挨拶として、以下の発言があった。

- ・ 本日、安倍総理から、男女共同参画会議に対して、第5次男女共同参画基本計画策定にあたっての「基本的な考え方」について諮問をいただいた。
- ・ すべての女性が、自らの希望に応じ、個性と能力を十分に発揮し、輝くことができる社会の実現は、安倍内閣の重要政策の一つ。
- ・ 安倍内閣は、女性活躍の旗を高く掲げ、強力に取組を進めてきた結果、平成24年以降、

女性の就業者数が大幅に増加したほか、上場企業の女性役員数や女性管理職の比率も着実に上昇している。

- 議員の皆さんには、次の5年間の男女共同参画社会の形成の促進に向けた総合的な計画の策定に向けて、活発な調査審議をお願いしたい。
- 関係大臣におかれては、6月に決定した「重点方針2019」に基づき、着実に取組を推進していただくとともに、「多様な困難に直面する女性に対する支援等」の年末のとりまとめに向け、しっかりと取り組んでいただくようお願いしたい。

以上